

11月号

おおもり 青色便り



No.0594

一般社団法人 大森青色申告会

平成26. 11. 1

会勢拡大運動展開中!! 10月1日～11月30日

青色申告会では、毎年この期間を「青色申告の普及と会員増強」特別月間として、会勢拡大運動を実施しております。この期間中には、当会役員の協力で新規開業者や既に事業を営んでいる方々に「青色申告の普及」と「青色申告 への入会」をお勧めしています。

お知り合いをご紹介下さい

皆様のお知り合いの方・ご近所の方で…
新しく事業を始められた方
アパート経営をされている方・同業者の方
その他確定申告をする方
ご紹介いただいた方にも、お知り合いの方にも
嬉しい特典をご用意しております!

役員さんの店舗でPR



役員さんの店舗でPR



ボランティアの募集

青色申告会を賑やかに盛り立てて下さる方を大募集
女性部・青年部・会勢拡大運動・会報配布など…
一緒に楽しく活動していただける方を
お待ちしております!

税を考える週間行事

研修会

証券税制について

11月11日～17日は税を考える週間です。
証券税制をわかりやすく説明する研修会
を実施します。
ぜひこの機会にご参加くださいますよう
ご案内申し上げます。

日時 平成26年11月17日(月) 午後2時～
会場 大田文化の森 5階 多目的室
定員 50名(定員になり次第締切)
内容 証券税制について
講師 大森税務署担当官
参加費 無料
申込・問合せ先 3771-8859 大森青色申告会事務局



【みんなの広場】のコーナーでは会員の皆様の所属している支部の情報、女性部・青年部の活動報告などを毎月掲載致します。その他会員の皆様との情報交換を図るために皆様からの投稿をお待ちしております。
ご投稿は、葉書・手紙・FAX・E-mailにてお願い致します。

第3回役員研修会
「所得税・消費税の誤りやすい事例」
開催のご案内

日時：11月26日(水)
午後4時～5時
場所：大森青色申告会
申込：03-3771-8859【予約制】
切：11月21日(金)
定員：20名

11月は労働保険適用促進月間です

1人でも雇ったら、入ろう。労働保険

社員、従業員、アルバイトなど1人でも雇っている会社(事業所)は、すぐに労働保険(労災・雇用)にご加入を。

雇用者(専従者を除く)に対する労働保険の加入は事業主の義務です。

雇用者が安心して働ける環境作りに努めましょう。

問い合わせ 申告会事務局 03-3771-8859

平成27年度版
青色申告会員必携入荷のご案内

会員の独習用テキストとしてお使い
いただける「会員必携」が11月下旬
ごろ入荷予定です。

特集記事

- ・税制改正のポイント
- ・小規模企業共済について

定価 特別価格
504円 ⇒ 300円

年末年始業務のご案内

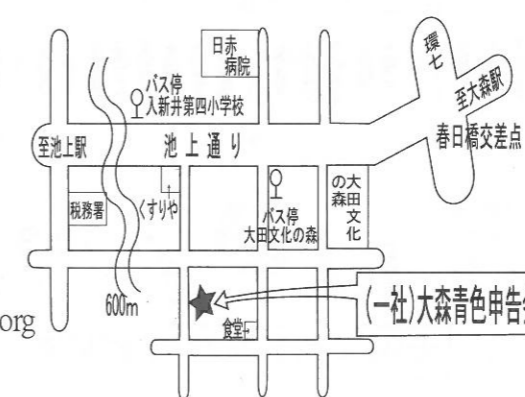
年末は
平成26年12月25日(木)
午後5時まで

年始は
平成27年1月7日(水)
午前9時から

よろしくお願いいたします。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
URL: <http://www.oomori-airo.org>
Eメール: airo-o@nifty.com



無料

時間	予約制	申込順で30分位	法律相談日
十二月	十二月四日(木)	十二月二十日(木)	十一月十三日(木)
十一月	十一月二十七日(木)	十一月二十七日(木)	十一月二十七日(木)

▶ 都税事務所からのお知らせ

【11月は個人事業税第2期分の納期です。】

11月は、個人事業税第2期分の納期です。個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。お手元の納付書により、12月1日（月）までにお近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口でお納めください。



**チェック消費税！ 課税事業者（消費税申告が必要）の方へ
税率(5%・8%)の区分をしていますか？**

平成26年4月1日より、消費税が引き上げられました。税率が5%か8%かは、取引日・納品日・契約日、完了日等により変わります。代金の支払日や入金日だけでは判定できません。また、税率引き上げにともなう経過措置も様々あります。

売上・仕入・必要経費等は領収書・請求書・支払明細などで税率をしっかりと確認しましょう。会計ソフトで記帳されている方は、新税率の対応について確認してください。

一般課税を選択の方

売上(収入)仕入・経費について税率(5%・8%)の区分を帳簿に記入してください。
固定資産の購入・売却がある場合は消費税率のわかる明細書を申告の際にお持ちください。

簡易課税を選択の方

売上(収入)について事業区分(第〇種)と税率(5%・8%)の区分を帳簿に記入してください。
建築業・不動産収入のある方は経過措置等もありますので契約書等でご確認ください。
固定資産の売却がある場合は消費税率のわかる明細書を申告の際にお持ちください。

27年1月～3月の消費税申告には、税率(5%・8%)の区分がされている帳簿及び集計表等をお持ちください。税率(5%・8%)の区分されていない場合は申告額が計算できませんのでご注意ください。区分の方法がわからない場合は申告会にお問い合わせください。

申告会事務局での指導日程のご案内

- ① 年末調整個別指導会 →→→→→ 先着順にて
 - 平成26年12月15日(月) から平成27年1月20日(火) 午前9時～11:30 午後1時～3:30
 - 12月は従業員・専従者等給与所得者の源泉所得税の年末調整を行う月です。源泉所得税の納付期限は平成27年1月20日(火)迄です。(年末年始の休みに注意して下さい)
 - ② 消費税個別相談会 →→→→→ 事前予約をお願いします。
 - 平成26年12月1日(月) から12月25日(木)
 - 平成25年分の課税売上が1,000万円を超えた方、また消費税の課税対象者で平成25年分の課税売上が1,000万円を下回った方も対象です。
 - 平成26年12月末日までが提出期限の書類もありますので、ご不明な点があれば必ずご連絡ください。
 - ③ 確定申告時期の予約個別相談について →→→→→ 事前予約をお願いします。
 - 12月のはじめに決算確定申告指導のご案内をお送りいたします。予約方法は電話での予約となります。予約期間は予約された方のみ受付となりますので予めご了承願います。3/10～3/16は先着順の指導となります。
 - ④ 減価償却計算表の送付について
 - すでにご登録いただいている会員の皆様には、10月31日現在の登録内容で平成25年度決算用の減価償却計算表をお送りいたします。内容を必ずご確認ください、確定申告時期にご来局いただく際にはお持ちください。
 - また、未登録の方や登録内容に変更等がありましたら事前にご連絡をお願いいたします。
- <ご注意>変更の都度郵送での対応はいたしません。11月1日以降での登録や内容変更された方で新たに計算表が必要な方は事前に連絡の上事務局までお越しください。(FAXでの送信は可能です)

法人会員制クラブ「ラフォーレ倶楽部」ご利用案内

- ・ご予約・お問合せ 03-6409-2800 pius.iaforet.co.jp
- ・営業時間 9:00～17:30
- ・インターネット予約の場合利用者登録が必要です。
- ・法人会員No.20344(法人パスワード20344cc)

マル経融資のご案内

安心して借りられる
国の融資制度です

◎小規模事業者経営改善資金
担保・保証人不要

融資限度額	二千万円
返済期間	七年以内
設け資金	十年以内
年利	一・四五%

(七月十一日現在)
支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。

「この融資限度額・返済期間の取扱は平成二十七年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです」

融資対象

- *従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く)商業サービス業五人以下の法人、個人事業主の方
- *商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組み方
- *所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方

◎経営上の悩み相談
窓口専門相談をご利用ください。
・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)
*本相談は、経営に関する相談に限定しております。
*会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ご相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部まで
大田区南蒲田一―二〇―二〇
大田区産業プラザ五階
電話(三七三四)一六二一

転職先を検討する際、74%が福利厚生を重視するのをご存知ですか？ [2008年エン・ジャパン(株)調査]

大田区勤労者共済は、入会金200円+毎月500円/人と少ない負担で、充実した福利厚生サービスと手厚い慶弔見舞金を還元します。個人で加入することもできますが、事業所単位での加入の場合、事業主が負担した入会金や会費は、税法上、損金・必要経費の扱いができます。

働く笑顔は、職場のチカラ 大田区勤労者共済 検索 TEL03-3733-6107